

積算基準（建築工事編）を適用する建築工事における
「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」
の算出方法の試行について

財務局では令和8年 10 月1日以降に公告等を行う案件から入札金額の内訳の記載内容を確認する労務費ダンピング等調査を試行することとなりました。

これに伴い、積算基準（建築工事編）を適用する建築工事において、予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額の算出について、下記のとおり試行することとしたのでお知らせします。

1. 対象工事

積算基準（建築工事編）により積算した建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事及びその他の関連工事

2. 「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の算出方法

（1）法定福利費の事業主負担額概算額の算出に用いる割合

工事区分	割合
昇降機設備工事を除く工事	5%
昇降機設備工事	2%

（2）法定福利費の事業主負担額概算額の算出方法

工事価格に上記（1）の割合を乗じて算出する。

3. 試行対象工事

令和8年 10 月1日以降に公告等を行う案件から試行します。

【問合せ先】

財務局建築保全部技術管理課建築技術担当

03-5321-1111

（内線 27-644）